

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業

令和4年度に終了した試験研究課題の事後評価結果及び行政における研究成果の行政施策・措置への反映について

課題番号	試験研究課題名及び実施研究機関	実施期間(年度)	研究概要	評価所見	総括評価	研究成果の行政施策・措置への反映
20320 466	Tomato brown rug-ose fruit virus の多検体診断技術及び防除技術の開発  【実施研究機関】 ・(国研)農業・食品産業技術総合研究機構	R2～ R4	(背景・目的) Tomato brown rugose fruit virus (ToBRFV)は、トマトの重要病原体であり、海外で発生事例が相次いでいる。国内では未発生であるため、その国内侵入を未然に防止する、また、万一発生した場合の被害を最小限に食い止めるための技術が求められている。しかし、そのために必要なウイルスの生態の解明及び検出・診断技術、防除技術は極めて不十分であり、これらに関する研究開発を迅速に実施する必要がある。  (研究項目) ① 宿主範囲等生物学的基礎情報の収集 ② ToBRFV の防除技術の開発 ③ ToBRFV の検出技術の開発	・生物学的基礎情報の収集については、品目ごとの病徴や以下について世界で初めての確認となる成果を得ることができた。 ①ToMV 抵抗性遺伝子 Tm-1 をホモで有するトマトが抵抗性であること ②ナスにも抵抗性品種があること ③花芽組織内の ToBRFV の局在性を明らかにしたこと等  ・検出技術については国際的に認知されている検定方法よりも感度や識別性が高い新たな技術を開発することができたことから、行政施策・措置への活用が可能な成果と考える。  ・一方、防除技術については、土壌伝染に関しては期待されるデータが得られておらず目標に達していないが、器具の消毒では、基礎的なデータが得られたもののモデル実験に留まっており、本ウイルスが国内に侵入した場合にそのまま実用技術として現地に導入することが難しいため、実用化に向けた応用研究が必要である。	B	・「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」を改正し、SPS 通報(令和5年2月20日付け G/SPS/N/JPN/1138/Add.1)  ・侵入調査マニュアルを令和5年3月に公表

<総括評価の説明>

- A: 研究目標を達成し、研究成果を行政施策・措置に十分に活用できる。
- B: 研究目標の達成に至っていない部分もあるが、行政施策・措置に活用できる成果が得られている。
- C: 研究目標はやや達成されておらず、行政施策・措置への活用には更なる成果を要する。
- D: 研究目標の達成は不十分であった。